

名塩(13) I (105000147)	西宮市塩瀬町名塩(別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊
名塩(4) II (105000148)	西宮市塩瀬町名塩(別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊
名塩(5) II (105000149)	西宮市塩瀬町名塩(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊
東山台三丁目 I (105000150)	西宮市東山台三丁目(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊
清瀬台 I (105000151)	西宮市清瀬台(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉台二丁目 I (105000152)	西宮市青葉台二丁目(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉台一丁目(1) I (105000153)	西宮市青葉台一丁目(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉台一丁目(2) I (105000154)	西宮市青葉台一丁目(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊
名塩(14) I (105000155)	西宮市塩瀬町名塩(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊
名塩(15) I (105000156)	西宮市塩瀬町名塩(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊
名塩(16) I (105000157)	西宮市塩瀬町名塩(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊
生瀬 I (105000158)	西宮市塩瀬町生瀬(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊
生瀬高台 I (105000159)	西宮市塩瀬町生瀬(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊
名塩(17) I (105000160)	西宮市塩瀬町名塩(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝生ヶ丘(1) I (105000161)	西宮市宝生ヶ丘一丁目(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝生ヶ丘(2) I (105000162)	西宮市宝生ヶ丘(別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊
剣谷 I (205000001)	西宮市鷲林寺(別図163のとおり)	土石流

剣谷右支溪 I (205000002)	西宮市鷺林寺 (別図 164 のとおり)	土石流
七曲谷 I (205000003)	西宮市鷺林寺 (別図 165 のとおり)	土石流
夙川左支溪 I (205000004)	西宮市北山町 (別図 166 のとおり)	土石流
水分谷右支溪 (1) I (205000005)	西宮市北山町 (別図 167 のとおり)	土石流
水分谷右支溪 (2) I (205000006)	西宮市北山町 (別図 168 のとおり)	土石流
水分谷右支溪 (3) I (205000007)	西宮市北山町 (別図 169 のとおり)	土石流
水分谷右支溪 (4) I (205000008)	西宮市北山町 (別図 170 のとおり)	土石流
水分谷右支溪 (5) I (205000009)	西宮市北山町 (別図 171 のとおり)	土石流
目神山谷 I (205000010)	西宮市甲陽園目神山町 (別図 172 のとおり)	土石流
東山谷 I (205000011)	西宮市甲陽園東山町 (別図 173 のとおり)	土石流
東山川 I (205000012)	西宮市甲陽園東山町 (別図 174 のとおり)	土石流
北谷川観音谷 I (205000013)	西宮市鷺林寺一丁目 (別図 175 のとおり)	土石流
北谷川左支溪 I (205000014)	西宮市鷺林寺剣谷 (別図 176 のとおり)	土石流
仁川 I (205000015)	西宮市越水社家郷山 (別図 177 のとおり)	土石流
仁川左支溪 I (205000016)	西宮市越水社家郷山 (別図 178 のとおり)	土石流
狼谷 I (205000018)	西宮市宝生ヶ丘 (別図 180 のとおり)	土石流
弓納子谷右支溪 I (205000019)	西宮市生瀬町二丁目 (別図 181 のとおり)	土石流

弓納子谷Ⅰ (205000020)	西宮市生瀬高台(別図182のとおり)	土石流
高雄谷川Ⅰ (205000021)	西宮市生瀬高台(別図183のとおり)	土石流
熊ヶ谷川Ⅰ (205000022)	西宮市塩瀬町生瀬(別図184のとおり)	土石流
赤子谷Ⅰ (205000023)	西宮市塩瀬町生瀬(別図185のとおり)	土石流
座頭谷Ⅰ (205000024)	西宮市塩瀬町生瀬(別図186のとおり)	土石流
清水谷Ⅰ (205000025)	西宮市山口町船坂(別図187のとおり)	土石流
太多田川Ⅰ (205000026)	西宮市山口町船坂(別図188のとおり)	土石流
大ぶくら谷Ⅰ (205000027)	西宮市山口町船坂(別図189のとおり)	土石流
船坂川Ⅰ (205000028)	西宮市山口町船坂(別図190のとおり)	土石流
船坂川左支溪Ⅰ (205000029)	西宮市山口町船坂(別図191のとおり)	土石流
白水川Ⅰ (205000030)	西宮市山口町船坂(別図192のとおり)	土石流
十八丁川右支溪(1)Ⅰ (205000031)	西宮市山口町中野(別図193のとおり)	土石流
観音川Ⅱ (205000032)	西宮市鷲林寺町(別図194のとおり)	土石流
船坂川右支溪(1)Ⅲ (205000033)	西宮市山口町船坂(別図195のとおり)	土石流
船坂川右支溪(2)Ⅲ (205000034)	西宮市山口町船坂(別図196のとおり)	土石流
船坂川右支溪(3)Ⅲ (205000035)	西宮市山口町船坂(別図197のとおり)	土石流
船坂川右支溪(4)Ⅲ (205000036)	西宮市山口町船坂(別図198のとおり)	土石流

十八丁川右支溪(1)Ⅲ (205000037)	西宮市山口町中野(別図199のとおり)	土石流
十八丁川右支溪(2)Ⅲ (205000038)	西宮市山口町中野(別図200のとおり)	土石流
有馬川右支溪(1)Ⅲ (205000039)	西宮市山口町中野(別図201のとおり)	土石流
有馬川右支溪(2)Ⅲ (205000040)	西宮市山口町中野(別図202のとおり)	土石流
天狗谷Ⅱ (205000041)	西宮市塩瀬町生瀬(別図203のとおり)	土石流
上山口谷(2)Ⅰ (205000042)	西宮市山口町上山口(別図204のとおり)	土石流
上山口谷(1)Ⅰ (205000043)	西宮市山口町上山口(別図205のとおり)	土石流
金仙寺西谷(3)Ⅱ (205000044)	西宮市山口町金仙寺(別図206のとおり)	土石流
金仙寺西谷(1)Ⅱ (205000045)	西宮市山口町金仙寺(別図207のとおり)	土石流
金仙寺東谷(2)Ⅱ (205000046)	西宮市山口町金仙寺(別図208のとおり)	土石流
金仙寺東谷(1)Ⅱ (205000047)	西宮市山口町金仙寺(別図209のとおり)	土石流
ななき川Ⅰ (205000048)	西宮市山口町下山口畑山(別図210のと おり)	土石流
ななくさ川Ⅰ (205000049)	西宮市山口町下山口畑山(別図211のと おり)	土石流
畑山谷Ⅰ (205000050)	西宮市山口町下山口畑山(別図212のと おり)	土石流
南畑川Ⅰ (205000051)	西宮市名塩東久保(別図213のとおり)	土石流
東久保川Ⅰ (205000052)	西宮市名塩東久保(別図214のとおり)	土石流
谷垣内川Ⅰ (205000053)	西宮市名塩東久保(別図215のとおり)	土石流

名塩南台谷(2)Ⅱ (205000054)	西宮市名塩南台(別図216のとおり)	土石流
丸尾川Ⅰ (205000055)	西宮市名塩ガーデン(別図217のとおり)	土石流
丸尾川右支溪Ⅰ (205000056)	西宮市名塩ガーデン(別図218のとおり)	土石流
ヤケリ谷川Ⅰ (205000057)	西宮市名塩ガーデン(別図219のとおり)	土石流
名塩山荘谷Ⅰ (205000058)	西宮市名塩山荘(別図220のとおり)	土石流
名塩南台谷(1)Ⅰ (205000059)	西宮市名塩南台(別図221のとおり)	土石流
名塩新町谷Ⅱ (205000060)	西宮市名塩新町(別図222のとおり)	土石流
天狗谷Ⅱ (205000061)	西宮市塩瀬町生瀬(別図223のとおり)	土石流
シャリ谷Ⅰ (205000062)	西宮市前坂(別図224のとおり)	土石流
名塩谷(3)Ⅲ (205000063)	西宮市名塩(別図225のとおり)	土石流
名塩谷(2)Ⅲ (205000064)	西宮市名塩(別図226のとおり)	土石流
名塩谷(1)Ⅲ (205000065)	西宮市名塩(別図227のとおり)	土石流
墓ヶ谷Ⅰ (205000066)	西宮市武田尾(別図228のとおり)	土石流
名谷Ⅰ (205000067)	西宮市武田尾(別図229のとおり)	土石流

(別図1から別図229までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第957号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥池(1)Ⅰ (107000001)	芦屋市奥池町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池(2)Ⅰ (107000002)	芦屋市奥池町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池(3)Ⅰ (107000003)	芦屋市奥池町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池(1)Ⅱ (107000004)	芦屋市奥池町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池(2)Ⅱ (107000005)	芦屋市奥池町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池南(1)Ⅱ (107000006)	芦屋市奥池南町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池南(1)Ⅰ (107000007)	芦屋市奥池南町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池南(2)Ⅱ (107000008)	芦屋市奥池南町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池南Ⅲ (107000009)	芦屋市奥池南町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥池南(2)Ⅰ (107000010)	芦屋市奥池南町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊

奥池南(3) I (107000011)	芦屋市奥池南町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥山 I (107000012)	芦屋市奥山(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥山(2) I (107000013)	芦屋市奥山(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥山(1) II (107000014)	芦屋市奥山(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
山芦屋 I (107000015)	芦屋市山芦屋町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
三条 I (107000016)	芦屋市三条町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
三条北 I (107000017)	芦屋市三条町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手 I (107000018)	芦屋市山手町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手(2) I (107000019)	芦屋市山手町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥山(2) II (107000020)	芦屋市奥山(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手(3) I (107000021)	芦屋市山手町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
劔谷(2) I (107000022)	芦屋市劔谷(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
六麓荘 I (107000023)	芦屋市六麓荘町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
劔谷(1) I (107000024)	芦屋市劔谷(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日ヶ丘(2) I (107000025)	芦屋市朝日ヶ丘町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
朝日ヶ丘 I (107000026)	芦屋市朝日ヶ丘町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
東芦屋 II (107000027)	芦屋市東芦屋町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

高橋川左支溪 I (207000001)	芦屋市三条町 (別図 28 のとおり)	土石流
高座川右支溪 I (207000002)	芦屋市山芦屋町 (別図 29 のとおり)	土石流
梅谷音川 I (207000003)	芦屋市山芦屋町 (別図 30 のとおり)	土石流
高座川 I (207000004)	芦屋市山芦屋町 (別図 31 のとおり)	土石流
高座川左支溪 I (207000005)	芦屋市山芦屋町 (別図 32 のとおり)	土石流
芦屋川右支溪 I (207000006)	芦屋市奥山 (別図 33 のとおり)	土石流
道アゼ谷 I (207000007)	芦屋市奥山 (別図 34 のとおり)	土石流
ミツガシ谷 I (207000008)	芦屋市奥山 (別図 35 のとおり)	土石流
黒越谷 I (207000009)	芦屋市奥山 (別図 36 のとおり)	土石流
長谷 I (207000010)	芦屋市奥山 (別図 37 のとおり)	土石流
蛇谷右支溪 I (207000011)	芦屋市奥山 (別図 38 のとおり)	土石流
蛇谷 I (207000012)	芦屋市奥山 (別図 39 のとおり)	土石流
蛇谷左支溪 I (207000013)	芦屋市奥山 (別図 40 のとおり)	土石流
滝ヶ谷右支溪 I (207000014)	芦屋市奥池町 (別図 41 のとおり)	土石流
滝ヶ谷 I (207000015)	芦屋市奥池町 (別図 42 のとおり)	土石流
椿谷 I (207000016)	芦屋市奥池町 (別図 43 のとおり)	土石流
石仏谷 I (207000017)	芦屋市奥山 (別図 44 のとおり)	土石流



八幡谷 I (207000018)	芦屋市奥山 (別図 45 のとおり)	土石流
芦屋川左支溪 (1) I (207000019)	芦屋市奥山 (別図 46 のとおり)	土石流
芦屋川左支溪 (2) I (207000020)	芦屋市奥山 (別図 47 のとおり)	土石流
柿谷 I (207000021)	芦屋市奥山 (別図 48 のとおり)	土石流
宮川右支溪 I (207000022)	芦屋市剣谷 (別図 49 のとおり)	土石流
宮川 I (207000023)	芦屋市剣谷 (別図 50 のとおり)	土石流
猪谷 I (207000024)	芦屋市剣谷 (別図 51 のとおり)	土石流
深谷 I (207000025)	芦屋市剣谷 (別図 52 のとおり)	土石流
コルキ谷 I (207000026)	芦屋市剣谷 (別図 53 のとおり)	土石流
ツルベ谷 I (207000027)	芦屋市剣谷 (別図 54 のとおり)	土石流

(別図 1 から別図54までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 958 号

都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 第28条第 1 項の規定により、相生駅前地区 A ブロック市街地再開発組合から次のものを理事長に選出した旨の届出があった。

平成19年 9 月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

住所 相生市ひかりが丘12番地の 4

氏名 北 條 好 子

公 告

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成19年 8 月26日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成19年 9 月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交 付 年 月 日

徴税吏員証

第54375号

平成16年4月1日

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町加古字五軒屋西45番の一部、50番3
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡稲美町加古179番地の6  
田中昌之
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年6月5日  
兵庫県指令東播（建）第1-7号（19稲美）
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町日山字古宮ノ下207番、207番地先里道  
同 市龍野町日山字岡田210番17、210番17地先水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市新宮町香山1483番地の1  
株式会社太丸開発 代表取締役 河崎浩章
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年3月14日  
兵庫県指令西播（建）第1-18号（18たつの）

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山陽百貨店・姫路駅西再開発ビル・神姫バス山陽電鉄合同ビル  
所在地 姫路市南町1番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	代表者の氏名	住所
株式会社山陽百貨店	澤田瑞穎	姫路市南町1番地
神姫バス株式会社	上杉雅彦	姫路市西駅町1番地
山陽電気鉄道株式会社	天野文博	神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号
株式会社サンテクノロジー	日野達基	姫路市飾磨区阿成鹿古393番2
株式会社フューチャープラン	金子承鎬	姫路市東駅前町70番地
株式会社アメリカヤ	福原康夫	姫路市御立中二丁目1番5号
有限会社エムユー	植田芳光	姫路市西駅前町43番
株式会社モン	岡本久子	姫路市新在家中の町14番9号

上田学	姫路市仁豊野943番地187
有方千鶴子	姫路市舟橋町三丁目143番24号
武村隼明	姫路市安田三丁目99番地
熊澤貞子	神戸市中央区元町通三丁目4番5号
岩元晃	姫路市西駅前町31
関進	姫路市城東町3-7
高井慎一郎	姫路市本町68番96号
橋本辰彦	川崎市中原区下小田中4-17-13-308
衣笠一美	姫路市琴岡町266番23号

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後7時

## イ 変更後

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

駐車場① 午前9時30分から午後7時30分まで

駐車場② 午前9時30分から午後7時30分まで

## イ 変更後

駐車場① 午前9時30分から午後8時30分まで

駐車場② 午前9時30分から午後8時30分まで

## 4 変更する年月日

平成19年9月5日

## 5 以下に掲げるもののうち、上記3の変更に係るもの以外の事項

## (1) 大規模小売店舗において及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社山陽百貨店

代表者の氏名 澤田 瑞 穎

住所 姫路市南町1番地

他18者

## (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

27,503平方メートル

## (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の収容台数

348台

## イ 駐輪場の収容台数

0台

## ウ 荷さばき施設の面積

209.06平方メートル

## エ 廃棄物等の保管施設の容量

117立方メートル

## (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口2箇所、入口1箇所、出口2箇所

## イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 6 届出年月日

平成19年8月31日

## 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年9月18日から4月間

## 8 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年1月18日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ熊見店

所在地 姫路市勝原区熊見字西ノ田82-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤本 昭	姫路市北条口四丁目4番地
タキヤ株式会社	瀧川 清 統	尼崎市北大物町16番7号
サムシング日栄株式会社	溝内 弘	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地
株式会社万富	寺田 博 俊	揖保郡太子町糸井296番地の2

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

## ア 変更前

3,908平方メートル

## イ 変更後

4,394平方メートル

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

## ア 変更前

100台

## イ 変更後

135台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

## ア 変更前

342平方メートル

## イ 変更後

282平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

## ア 変更前

35.6立方メートル

## イ 変更後

37.6立方メートル

## (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

## ア 変更前

出入口5箇所、入口1箇所、出口1箇所

## イ 変更後

出入口6箇所

## 4 変更年月日

平成20年5月1日

## 5 届出年月日

平成19年8月31日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年9月18日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年1月18日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第245号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年9月18日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

## 1 講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

## (2) 実施日

平成19年10月22日（月）から同月24日（水）までの3日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター大ホール

## (4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。

## 2 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

## 3 受付期間等

## (1) 受付期間

平成19年9月25日（火）から同年10月5日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

## (2) 受付定員

150人とする。ただし、平成19年9月25日（火）については、受講対象者に該当する者のうち、申込み

時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、50人まで受け付けるものとする。

## 4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 5 申込時の提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通
- (2) 旧資格者証の写し
- (3) 申込時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にあつては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し）

## 6 受講手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

## 10 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 兵庫県公安委員会告示第246号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年9月18日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

## 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

## 2 技能検定員審査の期日

平成19年10月20日（土）

## 3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 技能検定員審査の申請手続

- (1) 提出書類  
ア 審査申請書 1 通

審査申請書は、平成19年9月18日（火）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大白二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成19年9月18日（火）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成19年9月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）を受けようとする者には24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者には20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大白二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）を受けようとする者には14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成19年兵庫県条例第9号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成19年11月20日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

兵庫県公安委員会告示第247号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年9月18日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成19年10月20日（土）

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成19年9月18日（火）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成19年9月18日（火）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成19年9月21日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）を受けようとする者には15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者には12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）を受けようとする者には9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者には13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成19年兵庫県条例第9号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成19年11月20日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時



の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

### 労働委員会告示

#### 兵庫県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第5条第2項の規定に基づき、地公労法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）第2条第1号に規定する者の範囲を平成19年9月4日に下記のとおり認定した。

なお、昭和40年兵庫県地方労働委員会告示第2号（地公労法第5条第2項の規定に基づく姫路市水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合に係る労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）及び第3号（地公労法第5条第2項の規定に基づく姫路市交通局の職員が結成し、又は加入する労働組合に係る労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）は、廃止する。

平成19年9月18日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

#### 記

姫路市企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合については、当該職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労組法第2条第1号に規定する者
水道事業部	理事 参事 主幹 課長補佐 係長
交通事業部	